

2020年度 法科大学院

第2期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式)

試験時間合計 40分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄の一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 土地管轄に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 原告は、自己の住所地を管轄する裁判所に訴えを提起しなければならない。
2. 原告が財産上の請求をする場合に、義務履行地について契約上の特約がなければ、原告の住所地を管轄する裁判所に管轄がある。
3. 管轄の合意で合意された裁判所が、法定管轄により定められた裁判所より被告の住所から遠い場合には、その合意は無効である。
4. 管轄権のない裁判所は、訴えを直ちに却下すべきである。

問2 当事者として訴状に被告と表示された者が訴え提起時に既に死亡していた場合の当事者の確定に関する次の記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 原告が被告としようとした者を当事者とする意思説によれば、裁判所は、訴えを却下すべきである。
2. 訴訟で当事者らしく振る舞い、また当事者として扱われた者を被告とする行動説によれば、死者の相続人を被告とする余地はない。
3. 訴状の当事者欄のみを考慮して、そこに記載された当事者の表示を基準とする形式的表示説によれば、裁判所は、訴えを却下すべきである。
4. 訴状の記載全体から被告と判断される者を被告とする実質的表示説によれば、被告を死者とする考えと相続人とする考えの双方が成り立つ。

問3 訴訟能力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 未成年者や成年被後見人は、法定代理人の同意を得たときは、訴訟能力を有する。
2. 訴訟能力者についての民事訴訟法上の規律は、民法の規律と全く同じである。
3. 被保佐人や訴訟行為を制限された被補助人は、保佐人や補助人の同意があれば訴訟行為をできる。
4. 訴訟能力を欠いた訴訟行為は取り消しうる。

問4 訴訟物に関するつぎの記述のうち、判例の趣旨に照らしもつとも適切なものを一つ選びなさい。

1. Xが、Yの不法行為により身体に傷害を負ったとして、それによって生じた損害の賠償を求めた場合に、Xが損害項目として治療費、逸失利益及び慰謝料を主張しているときは、損害項目ごとに訴訟物を異にする。
2. Xが、Yに対し、賃貸借契約の終了に基づく目的物の返還を求める訴えを提起した場合に、Xが賃貸借契約の終了原因として、Yの賃料不払による解除及びYの用法違反による解除を主張しているときは、訴訟物の個数は合計2個である。
3. Xが、Yに対し、貸金債権及びその利息債権に基づいて金銭支払の訴えを提起したときは、訴訟物の個数は合計2個である。
4. Xが、Yに対して1000万円の支払を求める訴えを提起し、Xが「Yに対して1000万円を貸し付けた。仮に借り受けたのがYではなくAであったとしても、YはAの返還債務につき保証したので、いずれにせよ1000万円の支払義務がある。」と主張しているときは、訴訟物の個数は1個である。

問5 訴訟手続につき訴訟外で当事者間に成立した合意に関するつぎの記述のうち、もつとも不適切なものを一つ選びなさい。

1. 訴えの取下げの合意が成立したにもかかわらず、原告が訴えを取り下げない場合、判例によれば、原告は権利保護の利益を喪失したものとみることができるから、訴えは却下される。
2. 一定の事実を認めて争わない旨の合意の成立が認められるときは、裁判所は、その合意の成立をも含めて、自由心証に基づいて当該一定の事実を認定するか否かの判断をする。
3. 一定の証拠から特定の事実を認定しなければならないとする旨の合意の成立が認められるときは、裁判所はその合意に拘束される。
4. 第一審終局判決後、当事者双方が共に上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意が成立した場合、当該合意により控訴権が消滅するので、控訴が提起されてもその控訴は不適法である。

問6 証明に関する次の記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 厳格な証明とは、要証事実の存否の判断について、裁判官に確信を生ぜしめる程度の心証を抱かせることをいう。
2. 裁判官としての職務の遂行上当然に知り得た事実は、証明の対象とならない。
3. 証明責任を負わない当事者が敗訴を免れるためには、相手方当事者の立証によって、相手方の要証事実の存在につき形成されつつある裁判官の心証を動揺させ、その不存在につき確信を抱かせる必要がある。
4. 証拠方法として、人や物を証拠調べの対象として用いることのできる資格を証明力という。

問7 既判力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 甲が乙を被告とする土地所有権確認訴訟を提起し、その棄却判決が確定した場合、後に敗訴した甲が乙を被告として同一土地の所有権確認訴訟を提起したときは、後訴裁判所は、前訴判決の基準時以降に甲が新たに所有権を取得した事実を認定しない限り、甲の後訴請求を棄却しなければならない。
2. 甲が乙を被告とする貸金返還請求訴訟を提起し、その認容判決が確定した場合、後に甲が再び同一の貸金債権につき返還請求訴訟を提起したときは、訴えの利益が認められない場合がほとんどであり、既判力が作用することはない。
3. 甲が乙を被告とする建物所有権確認訴訟を提起し、その認容判決が確定した場合、後に勝訴した甲が所有権に基づき同一建物につき明渡請求訴訟を提起したときは、乙は、後訴において前訴判決の基準前に甲が所有権を喪失した事実を主張することができる。
4. 甲が乙を被告とする土地所有権確認訴訟を提起し、その認容判決が確定した場合、後に敗訴した乙が同一土地につき所有権確認訴訟を提起したときは、後訴裁判所は、前訴の基準時に土地所有権が甲に帰属していたことを前提に審理判断をしなければならない。

問8 通常共同訴訟に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. Aは、平成31年5月東京都千代田区で起きた交通事故に関する加害者Bに対する不法行為に基づく損害賠償請求と、令和元年5月に東京都中央区で起きた交通事故に関する加害者Cに対する不法行為に基づく損害賠償請求とを、通常共同訴訟で訴えを提起することができる。
2. 主債務者Aと連帯保証人Bが通常共同訴訟の被告として訴えを提起された場合、Bが訴訟上の和解をするときは、予め又は和解成立と同時に、Aの同意を得る必要がある。
3. 共同訴訟人のAが書証の申出をした場合、他の共同訴訟人であるBがその援用をしない限り、裁判所は、その文書を証拠資料としてBの要証事実を認定することはできない。
4. 同一事故で負傷した被害者のAとBが通常共同訴訟で加害者Cを被告とする損害賠償請求訴訟を提起した場合、加害者CがAに対して消滅時効の援用をしたとしても、Bに対して援用をしない限り、裁判所は、Bに対する関係で消滅時効の抗弁を認めることはできない。

問9 訴訟告知に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 控訴審に係属中であっても、訴訟告知をすることができる。
2. 訴訟告知を受けた者は、更に訴訟告知をすることができる。
3. 被告告知者が補助参加をしなかった場合、被告告知者に参加的効力が生じることはない。
4. 訴訟告知による参加的効力が及ぶ判決の理由中でされた事実の認定や先決的権利関係の存否についての判断とは、判決の主文を導き出すために必要な主要事実に係る認定及び法律判断などに限られる。

問10 控訴審の判決に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 控訴裁判所は、控訴による不服申立てに理由がないときは、控訴を棄却しなければならない。
2. 第一審判決がその理由によれば不当である場合であっても、他の理由によれば正当として是認できる場合、第一審判決を取り消した上で、自判をしなければならない。
3. 原判決が訴えを不適法として却下した場合、控訴裁判所がこれを取り消すときは、原則として第一審判決を取り消した上で、自判をしなければならない。
4. 控訴裁判所は、事件が管轄違いであることを理由として第一審判決を取り消すときは、判決で、事件を第一審に差し戻さなければならない

[刑事訴訟法]

問1 逮捕に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 司法巡査は、通常逮捕の逮捕状を請求することはできないが、逮捕状により被疑者を逮捕することはできる。
2. 司法警察職員が逮捕状により被疑者を逮捕する場合に、逮捕状を所持しない場合でも、一定の手続を履践することで被疑者を逮捕できる場合がある。
3. 司法警察職員が被疑者を緊急逮捕した後、直ちに裁判官に逮捕状を請求したが、逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。
4. 現行犯人を逮捕した私人は、逮捕の現場で令状によらずに差押えをすることができる。

問2 勾留に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被疑者を勾留するには、被疑者が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由がなければならない。
2. 住居不定の被疑者が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由がある場合でも、裁判官は、勾留の必要性がないと判断したときは勾留請求を却下する。
3. 勾留理由の開示は、公開の法廷で行わない場合もある。
4. 保釈の制度は、被疑者の勾留には存しないが、被告人の勾留には存する。

問3 取調べに関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 司法警察職員は、犯罪の捜査をするについては必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。
2. 司法警察職員が被疑者を取り調べる際には、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。
3. 司法警察職員から出頭を求められた被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除き、出頭を拒むことができるが、出頭後退去することはできない。
4. 司法警察職員は、裁判員裁判の対象となる事件について逮捕勾留されている被疑者を取り調べるときは、原則として、被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録しておかなければならない。

問4 搜索差押えに関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 搜索差押許可状により搜索差押えをする場合、被疑者は、その実施に立ち会う権利を有する。
2. 覚せい剤取締法違反の被疑事実に係る搜索差押許可状により搜索を実施したところ、搜索場所からけん銃1丁が発見された場合、同許可状によりこのけん銃を差し押さえることはできない。
3. 搜索差押許可状により搜索差押えを実施する場合、合鍵による開錠等の必要な処分をすることができる。
4. 強制採尿のための搜索差押許可状には、強制採尿は医師により医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない旨の条件の記載が不可欠である。

問5 任意処分と強制処分に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 職務質問に伴う所持品検査の場合、搜索に至らない程度の行為は、強制にわたらない限り、許される場合がある。
2. 任意処分においても、有形力行使が許される場合がある。
3. 荷送人の依頼に基づき宅配便業者の運送過程下にある荷物について、荷送人や荷受人の承諾を得ることなく、これに外部からエックス線を照射して内容物の射影を観察する捜査は、任意捜査として許される場合がある。
4. 車両に使用者らの承諾なく密かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握する捜査は、強制処分に当たる。

問6 公訴に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 公訴は、検察官がこれを行う。
2. 検察官は、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑が十分にあると思料するときは、必ず公訴を提起しなければならない。
3. 公訴は、検察官の指定した被告人以外の者にその効力を及ぼさない。
4. 人を死亡させた罪であって死刑に当たるものについては、公訴時効期間の定めはない。

問7 公判前整理手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 公判前整理手続とは、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うために事件の争点及び証拠を整理する公判準備手続である。
2. 公判前整理手続は、受訴裁判所が主宰して行うこととされている。
3. 公判前整理手続に付された事件において証拠開示をめぐる当事者間の争いが生じた場合は、裁判所が決定で裁定する。
4. 公判前整理手続は、公判における審理や証拠調べの在り方を決定付ける重要な手続であるから、公開の法廷で行わなければならない。

問8 証拠の証拠能力及び証明力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 自白について任意性があるかどうかは、証拠の証拠能力の問題である。
2. 自白について信用性があるかどうかは、証拠の証明力の問題である。
3. 伝聞法則は、証拠の証拠能力の問題である。
4. 違法収集証拠排除法則は、証拠の証明力の問題である。

問9 伝聞証拠に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被告人XがAを殺したとの公訴事実に係る殺人事件の公判における、証人Wの「私はXがAを殺すのを見た。」旨の証言は、伝聞証拠ではない。
2. 被告人XがAを殺したとの公訴事実に係る殺人事件の公判において、証人Wが作成した「私はXがAを殺すのを見た。」という記載のある書面は、伝聞証拠ではない。
3. 被告人XがAの名誉を毀損したとの公訴事実に係る名誉毀損事件の公判における、証人Wの「私は、Xが『Aは人殺しだ』と言うのを聞いた。」旨の証言は、伝聞証拠ではない。
4. 被告人XがAの名誉を毀損したとの公訴事実に係る名誉毀損事件の公判において、Xが作成した「Aは人殺しだ。」という記載のある書面は、伝聞証拠ではない。

問10 弁護人の選任に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被疑者は、勾留されているか否かにかかわらず、裁判官に対し、国選弁護人の選任を請求することはできない。
2. 被告人は、勾留されているか否かにかかわらず、裁判所に対し、国選弁護人の選任を請求することができる。
3. 被疑者は、勾留されているか否かにかかわらず、私選弁護人を選任することができる。
4. 被疑者の妻は、被疑者が勾留されているか否かにかかわらず、自ら私選弁護人を選任することができる。